

### 第3節 適正処理の目標

#### 1 ダイオキシン類排出量の削減

平成11年3月30日ダイオキシン対策関係閣僚会議において決定された「ダイオキシン対策推進基本指針」及び平成9年に本県が策定した「ダイオキシン類削減プログラム」に沿って、本県における廃棄物の焼却に起因するダイオキシン類排出量及びその推移を把握し、廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の削減を図る。

表4-3 ごみ焼却施設からのダイオキシン類の年間総排出量

(単位:g-TEQ/年)

年次	平成8年度 (実績)	平成9年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成14年度 恒久対策 実施後	平成29年度 広域化 完了後
排出量	113.6	33.8	9.9	7.6	1.2

#### 2 処理施設の確保

##### (1) 市町ごみ処理施設等の整備

兵庫県ごみ処理広域化計画は、ダイオキシン対策に加え、リサイクル対象物が一定量確保され、ごみ減量化・リサイクル推進に資する等の観点から策定したものであり、焼却施設が30(60)へ集約化されるほか、RDF化施設3(1)、堆肥化施設2(0)、資源化施設73(54)、最終処分場32(49)及び、し尿処理施設32(38)の新設、更新等を計画的かつ総合的に推進することにしている。((内は現状を示す。))

今後とも本計画に基づき、平成29年度までに市町における施設整備を完了する。また、同計画に基づく灰溶融固化施設の整備を進めるとともに、溶融飛灰のほか一定規模未満の焼却施設から排出される焼却灰、ばいじんについての広域処理を進めることで適正処理による環境負荷の低減を図っていく。

##### (2) 産業廃棄物最終処分場の確保

産業廃棄物の再生利用や適正処理を確保するためには、再資源化施設や最終処分場の整備が必要である。このため、平成元年に制定した紛争調整条例に基づき、住民との合意形成を図りつつ施設整備の促進を図るとともに、市街化調整地域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における再資源化施設については、必要量を担う施設の確保や適正配置について、関係機関と協議検討して

いく。

また、最終処分場については、平成 22 年度までに確保しなければならない容量は、①現状における他府県域での処分量を半減させ、②他府県から搬入される最終処分量は現状のまま推移すると仮定して、排出量の予測値から推計すると 13,102 千 m<sup>3</sup> となる。一方、平成 12 年度末現在に確保されている容量（残存容量）は 9,269 千 m<sup>3</sup> であり、平成 22 年度までの不足容量（要確保量）は 3,833 千 m<sup>3</sup> となっている。

最終処分場が逼迫していることから、広域的かつ公共関与による最終処分場を確保する。

### 3 不適正処理の防止

不法投棄や野外焼却等の不適正処理については、廃棄物処理法で禁止され直罰規定が設けられているものの、依然として跡を絶たない状況にある。産業廃棄物の不適正処理については、平成 12 年の廃棄物処理法の改正により、行為者だけでなく排出事業者にも責任が及ぶ仕組みとなるなど、規制面では強化されてきている。

しかし「捨て得」「廃棄物処理に金をかけるのは馬鹿らしい」等の考えをもつ者はあり、今後さらに対策を強化していく必要がある。県においては平成 12 年度から不法処理監視員制度をスタートさせ、国・市町、警察等の関係機関とも協力しながら不適正処理の是正や未然防止に努めているところである。今後ますます、これら不適正処理は増加・悪質化する傾向にあることから、住民等の協力を得て早期に発見し、関係機関との連携を緊密にとるなど、地域ぐるみでのシステムを構築し、不適正処理を徹底して防止する。

### 4 負の遺産の解消（PCB 廃棄物の処理）

兵庫県は、PCB 廃棄物の保管量が全国一で国全体の 10 %を占めていること、県内に PCB を製造した工場を抱えていること、液状 PCB 廃棄物を初めて処理した経験があること等の理由により、県域内に PCB 廃棄物の処理施設を設置することを検討していく必要がある。このため、財団法人兵庫県環境クリエイトセンターがコーディネート役となって、平成 12 年 10 月に設置した、広域リサイクル拠点整備協議会の中に PCB 処理研究会を設けて、大手民間企業 12 社の参画を得て、事業化に向けた課題等について協議・研究を行ってきた。

このような経験を踏まえ、これら PCB 処理施設の整備・確保に係る事業に積極的に取り組み、保管を余儀なくされている PCB 廃棄物について、15 年以内（平成 27 年度まで）に安全に処理を完了する。